

令和8年1月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

焙煎機（コーヒー豆用）、リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7 件
（うち照明器具2件、ドア1件、電気式浴室換気乾燥暖房機1件、
焙煎機（コーヒー豆用）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
電気シェーバー1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8 件
（うちポータブル電源（リチウムイオン）1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、ヘアアイロン（充電式）1件、
温水洗浄便座1件、電気ストーブ1件、扇風機（充電式、携帯型）1件、
エアコン（室外機）1件、タブレット端末1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300655、A202300782、A202400864、A202400930を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) ライソン株式会社が販売した焙煎機（コーヒー豆用）について (管理番号：A202501101)

①事故事象について

ライソン株式会社（法人番号：9122001008092）が販売した焙煎機（コーヒー豆用）を使用中、当該製品から発煙する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の使用後に十分に清掃しなかったことによりフィルターが目詰まりし、ローストコンテナの温度の上昇によりコーヒー豆もしくはチャフが発火し火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）5 月 12 日に販売店の店舗での告知、ウェブサイトへの情報掲載、使用者が判明している場合には直接メールにて告知を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

③対象製品：商品名、JAN コード、品番、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	品番	販売期間	対象台数
ホームロースター RT-01	4573468821723	KLRT-001B	2019年7月 ～ 2023年2月	10, 320
ホームロースター RT-02	4573468823123	KLRT-002B	2020年9月 ～ 2023年3月	2, 042

2025 年（令和 7 年）5 月 12 日からリコール（回収・返金）を実施
回収率：24.9%（2026 年 1 月 26 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2019 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	1	火災	2021年度	0	—
2024年度	0	—	2020年度	0	—
2023年度	0	—	2019年度	0	—
2022年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202501101）は含まない。

＜対象製品の外観、対象製品の品番及び商品名の確認方法＞
対象製品の外観



確認方法



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ライソン株式会社 お問い合わせ窓口

電話 番号: 0120-466-447

受付 時間: 10:00~16:00 (土・日・祝日及び事業者休業日は除く。)

ウェブサイト: <https://www.lithon.co.jp/exch-roaster/>

※オンライン受付フォーム (24 時間)

<https://www.lithon.co.jp/important-notice/>

(2) アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について
(管理番号：A202501102)

①事象事象について

病院でアンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したリチウム電池内蔵充電器を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、国外で該当製品が発火する事象の報告が届き調査した結果、製造過程で不備が見付かり事故の可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2024 年（令和 6 年）9 月 17 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びDMでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。また、継続調査の結果、セル製造サプライヤーによる不適切な部材使用が見付かり事故の可能性があることから、2025 年（令和 7 年）6 月 26 日に対象製品の範囲を拡大しました。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202501102）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、色、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	色	JANコード	型番	販売期間	対象台数
Anker 334 MagGo Battery (PowerCore 10000)	ブラック	4571411209604	A1642N11	2024 年 2 月 1 日	216
	ホワイト	4571411209611	A1642N21	～	
	パープル	4571411212888	A16420V1	2024 年 9 月 17 日	
	ブラック	4571411209604	A1642N11	2023 年 7 月 14 日	36,730 (対象型番 の追加)
	ホワイト	4571411209611	A1642N21	～2025 年 6 月 9	
	パープル	4571411212888	A16420V1	日（対象期間の	
	ピンク	4571411212871	A1642051	拡大）	
Anker Power Bank (20000mAh, 22.5W, Built-In USB-C ケー ブル)	ブラック	4571411212819	A1647N11	2024 年 1 月 12 日	197
	ホワイト	4571411212826	A1647N21	～	
	ピンク	4571411212833	A1647051	2024 年 9 月 17 日	
	パープル	4571411212857	A16470V1		
	ブラック	4571411212819	A1647N11	2023 年 11 月 28	24,483 (対象型番 の追加)
	ホワイト	4571411212826	A1647N21	日～2025 年 4 月	
	ピンク	4571411212833	A1647051	14 日（対象期間	
	パープル	4571411212857	A16470V1	の拡大）	
	グリーン	4571411212840	A1647061		

2025 年（令和 7 年）6 月 26 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：43.0%（2026 年 1 月 26 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	4	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202501102）は含まない。

<対象製品の外観>

対象製品の外観

Anker 334 MagGo Battery (PowerCore 10000)

Anker Power Bank (20000mAh, 22.5W, Built-In USB-C ケーブル)



※2025 年 6 月 26 日までに日本国内で購入した全ての製品が対象となります。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 受付窓口

電話 番 号：0120-253-004

受 付 時 間：9 時～17 時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://corp.ankerjapan.com/posts/555>

※オンライン受付フォーム（24 時間）

<https://www.ankerjapan.com/pages/202506-support>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300655	令和5年10月19日	令和5年10月30日	照明器具	不明	日立照明株式会社 (現 日立グローバル ライフソリューションズ 株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(製造から39年)により、40W安定器の一次側巻線の絶縁性能が低下したため、レイヤショートが生じて異常発熱し、発煙したものと推定される。	福岡県	令和5年11月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300782	令和5年10月25日	令和5年12月7日	照明器具	RP7B176	日立照明株式会社 (現 日立グローバル ライフソリューションズ 株式会社)	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、長期使用(37年)により、40W安定器の絶縁性能が低下したため、レイヤショートが生じて発火し、近傍の樹脂部品等に延焼したものと推定される。	秋田県	令和5年12月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400864	令和6年8月31日	令和6年11月21日	ドア	CD- 1DPKN21YSEN	永大産業株式会社	重傷1名	当該製品を開扉したところ、蝶番が破損し、当該製品が倒れ、右足指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、上蝶番の回転軸が取り付けられた着脱グリップにカシメ不良があったため、繰り返し開閉による負荷でカシメ部が破損し、上蝶番から着脱グリップと一緒に回転軸が外れ、当該製品が倒れて事故に至ったものと推定される。	愛知県	令和6年11月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400930	令和6年10月30日	令和6年12月12日	電気式浴室換気乾燥暖房機	UH-2A-1(株 会社INAXブラン ド)	三菱電機株式会社 (株式会社INAXブ ランド)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、長期使用(20年10か月)により、温風用ヒーターリレーの接点が一時的に溶着したため、暖房運転停止後もヒーターに通電され続けて異常温度上昇し、ヒーター周辺に堆積したほこりが過熱され焼損したものと推定される。	千葉県	令和6年12月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202501101	令和8年1月13日	令和8年1月22日	焙煎機(コーヒー豆用)	KLRT-002B	ライソン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の使用後に十分に清掃しなかったことによりフィルターが目詰まりし、ローストコンテナの温度の上昇によりコーヒー豆もしくはチャフが発火し火災に至ったものと考えられる。	佐賀県	令和7年5月12日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:24.9%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501102	令和7年11月17日	令和8年1月22日	リチウム電池内蔵充電器	A1647	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	病院で当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年11月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月14日 令和7年6月26日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:43.0%
A202501103	令和8年1月13日	令和8年1月22日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501098	令和7年12月17日	令和8年1月22日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月16日
A202501099	令和7年6月3日	令和8年1月22日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月15日
A202501100	令和8年1月16日	令和8年1月22日	ヘアアイロン（充電式）	火災	職場で当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202501104	令和8年1月9日	令和8年1月22日	温水洗浄便座	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	令和8年1月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202501105	令和8年1月17日	令和8年1月23日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202501106	令和8年1月8日	令和8年1月23日	扇風機（充電式、携帯型）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
A202501107	令和8年1月14日	令和8年1月23日	エアコン（室外機）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202501108	令和7年12月21日	令和8年1月23日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月19日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし